

『守貞謾稿』卷之八「貨幣」に見る幕末期の 町人意識と経済実態

森 島 克 一

[要旨] 『守貞謾稿』は、喜田川守貞が江戸末期の風俗や事物について書いた一種の類書であり、当代一級の資料とされる。本稿では、本書卷之八「貨幣」に拠り、喜田川守貞という一般町人の目線を通して、町人意識や貨幣経済の実態の探求を試みた。

第一に、本書の引用文献について検討した。そして、新井白石『寶貨通用事略』、太宰春台『経済録』、及び朽木昌綱『和漢古今泉貨鑑』の三書は引用文献に含まれると結論づけた。

第二に、執筆に至らしめた環境・人的影響について検討した。そして、懐徳堂をはじめとする大坂の学問環境、砂糖国産化に名を残す池上幸豊の国益思想の影響、および、国学考証派の随筆家 山崎美成の影響、の三つの可能性が考えられるとの結論に至った。

最後に、江戸では幕府が決めた公定相場である「御定相場」が用いられており、このことが融通の阻害要因であると守貞が主張している点について検討した。そして、あくまで仮説であり今後検証が必要であるが、江戸の武士や町人においては公定相場が用いられ、公定相場の影響力は相応に大きかった可能性があることについて述べた。

キーワード

守貞謾稿、喜田川守貞、新井白石、太宰春台、朽木昌綱、懐徳堂、池上幸豊、山崎美成、御定相場、公定相場、江戸と大坂

I. はじめに

『守貞謾稿』⁽¹⁾(以下、「本書」)は、江戸末期の商人喜田川守貞が、約30年の月日を費やして、主に江戸と大坂の風俗や事物について執筆した一種の類書

である。本書は事実志向の編集方針が貫かれているため、当代一級の資料とされる。

しかしながら、本書のうち、とりわけ守貞が力を入れたであろう経済分野に関して言えば、本書を題材にした先行研究を見出すことができないというのが現状である。

本研究においては、まず、本書の巻之八「貨幣」に紹介された制度や現象とそれに関する筆者の見解や提言について確認する。次にそれを踏まえ、守貞をとりまく当時の執筆環境や人的・思想的影響を分析する。さらに守貞が問題視していた幕府の公定比価について検討する。その結果、支配階級でも著名学者でもない喜田川守貞という一介の商人・町人の目線を通じ、江戸末期の町人意識や貨幣経済の実態が見えてくるのではないか。本稿により、以上の点について検討していきたい。

Ⅱ. 喜田川守貞及び『守貞謾稿』について

A. 著者について

本書の著者喜田川守貞の来歴については、わかっていないことが多い。以下に、一般的に判明しているとされていることを述べる。⁽²⁾

守貞は文化7年(1810)6月に大坂にて石原家に誕生した。大坂時代には、のち高名な絵師となる長谷川貞信と共に浮世絵師の修業をした。挿絵が巧みなのはその画才によるものと考えられる。その後、天保8年(1837)に江戸・深川に下り、天保11年(1840)30歳の時、北川家の養子となった。北川家は江戸十組問屋の大伝馬町組薬種問屋という有力な薬種問屋・砂糖問屋であったといわれている。⁽³⁾北川家に入った後も守貞はしばしば江戸・大坂間を往還した。しかし、嘉永5年(1852)に家業は破産の憂き目にあっている。

なお、北川家の家業の発祥に関するものとして、本書中に次の記載がある。⁽⁴⁾

余北川祖父及ヒ外ニ三人都テ四人、予之駿遠ノ間ニ弘之、種法製蔗法ヲ

農家ニ教授ス。速ニ種之、夫ヨリ西方ニ伝フ（巻之五）

池上太郎左衛門ナル者拜受シ、駿遠二州ヨリ植始メ、後四国ニ伝ヘ植エ、其創製ノ時、余舅小島彦兵衛、太郎左衛門トカヲ合セ農人ニ教ヘ弘ム。此彦兵衛、弘化四年七十九歳ニテ卒ス。然レハ、其創製ハ天明・寛政ノ頃ナルベシ（後集巻之一）

余北川祖父は、養子に入った守貞から見た祖父北川儀右衛門、余舅小島彦兵衛は北川家の後見として登場する守貞の妻の父である。小島彦兵衛は、養家に入った守貞にとって後ろ盾のような存在であったと考えられる。また池上太郎左衛門は、田沼意次の命を受け甘蔗栽培・製糖技術を各地に伝法した偉業で知られる武蔵国橘樹郡大師河原村名主の池上幸豊である。この記述は、祖父北川儀右衛門と義父小島彦兵衛が、池上幸豊の甘蔗栽培・製糖技術の普及に何らかの形で関与した可能性と北川家が砂糖の商いに関わった事情をうかがわせるものであるが、これについては後ほど章を改めて述べることにしたい。

B. 時代背景

次に、著者に関する年表を掲げる。（表1 喜田川守貞関連年表⁽⁵⁾）

西暦	和暦	満年齢	できごと
1810	文化7	0	6月大坂で誕生。（石原家） 御金改役・後藤庄三郎光包、家職を罷免される。
1819	文政2	9	文政小判等発行（文政の改鑄、1818～1829）
1833	天保4	23	天保の飢饉（～1836）
1837	天保8	27	江戸深川に転居。守貞謄稿執筆開始。 天保小判等発行（天保の改鑄、～1838）
1840	天保11	30	北川家の養子となる。
1842	天保13	32	錢相場公定（金1両＝錢6貫500文）
1852	嘉永5	42	家業破産に至る。

西暦	和暦	満年齢	できごと
1853	嘉永6	43	米使ペリー、浦賀来航。 露使プチャーチン、長崎来航。 守貞謄稿第一次編集、川越の親族に託す。
1854	嘉永7	44	日米和親条約（のち英露蘭とも） 下田条約（アメリカと貨幣の同種同量交換）
1857	安政4	47	日米修好通商条約（のち英露蘭とも）
1858	安政5	48	安政小判、安政二朱銀等発行（安政の改鑄）
1859	安政6	49	桜田門外の変
1860	万延1	50	万延小判等発行（万延の改鑄）
1863	文久3	53	固根辯完成。
1867	慶応3	57	守貞謄稿完成。 大政奉還 (没年不明)

守貞が活躍した時期は、天保から幕末期にかけてである。外交においては、海外列強の来航・通商条約締結など開国問題に揺れ、貨幣制度においては、文政・天保・安政・万延と四回もの改鑄が立て続けに行われ、通貨制度の矛盾が露呈した激動の時代であった。

C. 本書の執筆動機と特徴

本書の執筆について、守貞は、天保8年（1837）から始め、家業の破産や幕末の動乱を乗り越え、慶応3年（1867）に完成させた。執筆動機について、嘉永6年（1853）の本書序文によると、商人であるが、一生を空しく過ごすのは残念であるとの思いから本書を著そうと思ひ立ち、民間の雑事を記録することにしたとのことである。⁽⁶⁾

守貞には本書のほか、物価や経済再建を論じた『固根辯』があり、商人としての経歴からか経済分野に高い関心と自信があったことがうかがわれる。

なお、本書が当代一級の資料として、高い資料的価値を有する理由は、そもそも幕末期のものとして残されている資料が少ないというほかに、①「上

方では～、江戸では～」と、可能な限りの比較対照を試みていること、②不明点がある場合、まず判明していることだけを記述し、後年になり判明点を「追考」「追書」として補筆していること、③自己の誤謬点を追書で明確に訂正を行なっていること、④他書の記述に依拠した点は「～に曰く」という形で引用を行ない、自身の考察による記述と明確に区分していること、⑤詳細な挿絵を多数配置し、読者の理解を助けていること、などの点による。⁽⁷⁾

Ⅲ. 巻之八「貨幣」に書かれていること

A. 概要の整理

始めに、本書巻之八「貨幣」に書かれていることの概要を整理しておきたい。

まず冒頭「皇国金銀銅の始め」として、わが国での金銀銅それぞれの産出について、時期や場所、——例えば銀の場合、天武天皇白鳳三年に対馬で産出したこと——が記述されている。

次いで、「金銀銅の海外諸国に没入の事」で古来、通商により大量の金銀銅が海外へ流出したことと流出量の推計値が掲載されている。

そして「貨幣の事」で、「和銅開珍」を国産貨幣の嚆矢として、その後守貞の時代に至る金銀銅貨それぞれの沿革を編年体形式で、個別の貨幣名称や特徴を紹介しながら詳細に述べている。また、「楮幣」で紙幣についても触れている。

それから、「貨幣の価」では、京坂では銀遣いで金貨・銭貨の相場が変動すること、江戸では金遣いで、銭貨の相場は変動するが、銀貨の相場は幕府の公定比価（以下、「御定相場」という。金1両＝銀60匁⁽⁸⁾（目）。）に則り固定相場であったこと、さらに相場にまつわる諸事情を記載している。

さらに、「貨幣の事」から「貨幣の価」を通して、江戸幕府の貨幣政策を採り上げ、主に貨幣の質の低下がもたらした諸現象について言及しているが、これについては節を改め論じてみたい。

また、貨幣そのものではなく、次のように、貨幣制度の担い手やそのサービスについても言及がなされている。

「両替屋」では、両替屋の起源、機能やサービス内容を東西比較し、本両替・銭小売の区別、大坂両替屋会所、振手形や為替の機能、両替屋の看板、両替手数料などについて紹介している。

「子銭家」では、「掛屋」（大名貸）、「蔵宿」（札差）から庶民金融に至るまで幅広く金貸しを取り扱っている。「すがね」と「質物」といった担保の有無での区別、「座頭金」や「名目金」といった特定の貸し手が幕府から優遇を受ける制度、また、「日なし貸」「烏金」「日一文」といった借り手の実状に合わせた多様な融資・返済方法などが、大体の金利水準とともに紹介されている（表2参照）。さらに、高利貸の社会的意義について興味深い考察が示されているので、これについても節を改めた上で論じてみたい。

表2 守貞謄稿に登場するさまざまな庶民金融⁽⁹⁾

貸し手が保護されている準公的制度	
座頭金	江戸にはあるが、京坂にはない。座頭（盲人の位）が琴・鍼などの兼業で営む貸金業。月利1%程度が多かったが、8%超もあった。
名目金	官寺・官社・官家が幕府の許可を得て、余財を貸し付ける。金主（資本家）が出資した資金を貸し付けることも行われていた。返済が滞っても町奉行等に訴えると貸し手に有利な命令が降りた。訴訟費用も安く、期間も短かった。（金主にとっても利点）
特定の借り手に対するもの	
大尽金	大尽は遊里で遊んで盛んなる人を指す俗称。富家でも遊びすぎて一時的にお金が足りなくなる。また遊んでいることは父母や臣僚に秘密にしなければならないこともある。こうした者が高利にもかかわらず利用する。
借り手に合わせた特色ある融資・返済方法	
日なし貸	毎日毎日返済する（済し返す）方法の金銭貸借。 例：元金一両（銭6,500文）を借りて、翌日より65日間毎日銭100文を返済する。利息を予め差し引いて貸し付けた。月利12%程度。

烏金	一日夜借りて明日返済する。一夜明けて烏が鳴くと返済する意。利用者は様々だが、芝居茶屋・引手茶屋・食店等が臨時に借りることが多かった。証書を用いず、「受合人」という口証制度を利用した。日なし貸（月利12%程度）よりさらに高利。
日一文	朝に銭100文を借り、夕に101文を返す。借入額は100～1,000文程度。蔬菜その他担い売りなどの零細小売業者が利用。朝に金を借りて仕入れ、商売を終えた夕刻に返済した。証書を用いず、「受合人」という口証制度を利用した。日利1%は月利換算で30%。

わが国古来の金融・扶助制度の「頼母子」について、京坂では「たのもし」、江戸では「むじん」と呼ぶことや、山崎美成『世事百談』を引用し、貸税という上古の扶助制度が起源であると結論づけている。また、一般的な「頼母子」「無尽」の人数規模や「親」の有無の別、「入札」・「振くじ」の方式の別、開催場所といった実際の運営についても記載している。さらに、「富」（富くじ）、「博奕」といった今日では貨幣制度とは言えないものについても、守貞は、巻之八「貨幣」の中で幅広く取り扱っている。

巻之八「貨幣」の巻尾、安政5年（1858）の追書によって、守貞としては珍しい長文の提言で締めくくっている。即ち、江戸末期の物価高騰と通貨流通停滞の原因として、守貞は、金1両＝銀60匁の硬直的な御定相場を挙げている。そして、金1両＝銀240匁に改定、つまり銀貨の価値を金貨に対し四分の一に切り下げることにより、物価騰貴が収束するとの提言を行なっている。守貞はこの通貨政策私案に大いに自信を持っていたようで、「此一条ト地球年ニ肥大スルノ理アル説ハ守貞カ生涯ノ格言也⁽¹⁰⁾」と述べている。

B. 貨幣の質・品位の低下がもたらした諸現象について

前項で触れた、貨幣の質・品位がもたらした諸現象について、守貞の見解を他の著名学者や知識人との比較で見たい。

『守貞謾稿』には「寛永通宝」にも鑄造時期・場所により質・品位の差がある、鉄銭を使用することは国の恥、とある。⁽¹¹⁾享保期の太宰春台『経済録』に

は元禄・宝永の銭は悪銭で国家の恥、⁽¹²⁾とあり、貨幣の質・品位にこだわっている点は共通している。一方、元禄期の勘定奉行、荻原重秀は、貨幣は国家⁽¹³⁾が造るもので材料は何でも良いと、ある意味現代的な見解を表明している。

また金銀貨改鑄について守貞は私見として、改鑄が頻繁にあるのは、銀座人の後藤家が賄賂によって自家を利するためとしている。金貨に関する改鑄は、江戸時代を通じ実質的に計8回実施され、新井白石の1回を除き、改悪鑄であった。本来改鑄の目的は、財政再建、通貨量の増加、物価安定など様々だったが、守貞の見解は銀座人の私欲のためと、支配層への不信任感が表れている。この点、一世代前の山片蟠桃も、改鑄によって利益を得るのは金座・銀座であると同様の見解を述べている。⁽¹⁵⁾

次にグレシャムの法則についてである。『守貞謾稿』に、時代を下るとともに寛永・寛文期の良質の銭が流通しなくなる現象が描かれている。⁽¹⁶⁾太宰春台『経済録』には、元禄改鑄により、以前の慶長金は姿を消したが、正徳改鑄で品位を戻したところ、不思議なことに、慶長金が二十余年ぶりにまた見られるようになった。⁽¹⁷⁾とある。春台から40年程下った時代、三浦梅園『俚原』には、鉄や紙の悪貨が盛んに流通すると良貨は姿を消す、⁽¹⁸⁾とある。悪貨が良貨を駆逐する現象は、日本でも元禄改鑄を契機に、かなりの知識人が気づいていたということである。

続いてインフレについて、『守貞謾稿』には、天正期に比べ今の米価は五倍以上で、天正期に金一両を見ることは、今金五百両を見るよりも稀なことだった、⁽¹⁹⁾どの商品も高騰しているのが当然である、とある。一方、三浦梅園『俚原』には次のようにある。貨幣が多ければ価値が下がり、物価は上がる。貨幣が少なければ価値が上がり、物価は下がる。⁽²⁰⁾さらに梅園より50年程下った文政年間、山片蟠桃『夢の代』には、例えば、幕府が諸藩に普請工事を命じた場合、大坂の金銀が江戸の御蔵に納まるので、世の中の貨幣が不足して米価が下がる。相場は神がいてお告げをするようなもの（人為的に決められるものではない）⁽²¹⁾である、などとあり、貨幣と物価の関係について正確に理解

されていたようである。また、本書には次のような武士の銭高忌避の話も取り上げられている。幕府の政策は武家優先だった。武家は禄米を金貨に、さらに金貨を銭に替え生活費に充てるので、金に対して銭が高いと困る。そこで幕府は銭の高騰を抑えるため、当百銭（1枚100文の通用価値を持つ銅銭）を大量放出し金高銭安に誘導した。銭安により物価が高騰するので同じことなのにこのことを幕府は理解できない、と守貞は批判している。⁽²²⁾

さらに別の話として、天保年間、幕府は市場価値より金高銭安の公定価格を決め、相場を禁止した。そこで皆が銭を温存した結果、世の銭が枯渇し、お釣りが出ないということになった。例えば、蕎麦屋は、釣り銭が要る客には蕎麦を出さないという事態になって、武士を含め皆が困った。守貞は、このような笑い話のようなものを紹介している。⁽²³⁾

本項の最後に、物価高騰を守貞はどう見ていたかについて触れておく。本書に、

米価と諸物と相俣に高価なれば、その実は患なし。

近年殊に金銀融通を患とすることはなほだし。⁽²⁴⁾

とあり、これは、通貨の流通が重要であり、物価が一様に高騰することは問題でない、との見解である。この考え方は、一世代前の草間直方の思想、即ち、金融の流動性が重要、米価が下落しても、金融の流動性さえよければ、上下とも安定している、国産物の生産のため勸農すべし、などと類似する部分が見られる。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

C. 高利貸の社会的意義について

次に、前々項で触れた高利貸の社会的意義について述べる。本書には次のようにある。

しばしばこれ [=高利] を禁ずれども止まず。……これまた小民の一助にて、さらにこれなくんば、小民黙して日を費やすに至る。……小民に至りては、誰か定制の息をとらんと彼輩に素金銀を貸す者あらんや。これを借らずんば生業の基を失ひ、黙して日を送り餓死に及ぶ。……小民は、小金をもつて分外の利を得る者故、……一兩の本にて一分の利を得、極小の業はあるひは一倍、あるひは二、三倍す。……けだし食類店は多く利を得るに似て、陰に費多き故に分別にして、また分外にあらざるなり。⁽²⁷⁾

江戸時代の高利貸について、幸田成友氏は著書『江戸と大阪』の中で、次の遠山左衛門尉景元の幕府宛意見書を卓見と評価されている。上記の守貞の考え方は、高利貸の社会的意義を認めた点で、この遠山景元の意見書と共通点が見られる。

高利貸は禁止しても止まない。三分の一は貸倒れとなるので貸主も辛い。貸主の目的は利殖であって、救済ではない。取締を嚴重にすれば、貸主は手を縮める。利息を定めて触れ示したのは金銀不融通の基で失策である。⁽²⁸⁾

さらに、『守貞謄稿』には、「三都ともに、小民の生業に買物を担ひあるひは負うて市街を呼び巡る者はなほだ多し。」⁽²⁹⁾とあり、鮮魚売、蔬菜売から蕎麦屋、おでん屋まで約130種類の生業を紹介している。守貞は、生業のニーズを通じ、高利貸の存在意義を実感していたのだと考えられる。

IV. 卷之八「貨幣」から導かれる諸問題とそれについての検討

前章において、卷之八「貨幣」に書かれている守貞の見解を、他の著名学者や知識人との比較を含め述べた。それを踏まえて、この章では、本書に関

する次の疑問点について考えてみたい。

- A. 引用文献は何か？
- B. 執筆に至らしめた環境・人的影響はどのようなものか？
- C. 御定相場が融通の阻害要因であると主張しているのはなぜか？

A. 引用文献は何か？

1. 引用箇所

既に述べたように（Ⅱ-C）、本書の特徴の一つは、他書の記述に依拠した点は「～に曰く」という形で引用を行なっていることであるが、巻之八「貨幣」に関しては、このような形で引用を明示している箇所は、以下のとおり、数として少ない。

- ①天武天皇白鳳三年、対馬島より初めて銀を出す。『延喜式』に云ふ。毎年太宰府より銀八百九十両を貢すこと、鳥羽帝の比まで書に出づ。⁽³⁰⁾（「皇国金銀銅の始め」）
- ②慶安元年より文化二年まで、和蘭と支那に与ふ所の員数ある書に載りた⁽³¹⁾り。（「金銀銅の海外諸国に没入のこと」）
- ③また云ふ、寛永九年、金一両に銀六十目替と『寛明日記』にありと、『草廬雑談』に云へり。⁽³²⁾（「貨幣の事」）
- ④慶長十九年写本『老譚一言誌』に云ふを見れば、昔江戸の町にて金を判する人は、四条・佐野・松田、この三人なり。⁽³³⁾（「貨幣の事」）
- ⑤ある書に云ふ、慶長以後、錢価官府の出納定価、小判一両錢四貫文とし、民間には日価ありて上下す。錢の賤き日は五貫文余を一両とし、貴き時は四貫文に満たず。大略四貫八百文ばかりを平価とす。⁽³⁴⁾（「貨幣の価」）
- ⑥『寛明日記』寛永九年の条に、黄金一両に付き銀六十匁替と云ふは、江戸のことか。⁽³⁵⁾（「貨幣の価」）

- ⑦江戸両替店の始めは、『事跡合考』に云ふ、寛永以来承応の比までは、金銀両替と云ふこと、駿河町・両替町のほかには、その筋の商人一軒もな⁽³⁶⁾く、・・・(略)・・・。「(京師今世両替屋敷)」
- ⑧山崎美成が『世事百談』に曰く、今無尽と称する講あり。たのもしとも云へり。無尽銭と云ふ名目は、早く『建武式目』に見へたり。・・・(略)・・・。貸税は、『書紀』の天武紀に見へたり。⁽³⁷⁾「(頼母子)」

従って、守貞が文献・書物を引用したにもかかわらず、引用していることを明示していない場合が相当数あることが想定できる。以下、守貞が引用ないし参考にした可能性があると思われる文献・書物の一例を掲げて検討する。いずれにしても当時、多くの文献・書物にアクセスできる環境だったことは確かなようである。

2. 新井白石⁽³⁸⁾『寶貨通用事略』との類似点

引用箇所①「天武天皇白鳳三年、対馬島より初めて銀を出す。『延喜式』に云ふ。毎年太宰府より銀八百九十両を貢すこと、鳥羽帝の比まで書に出づ。」の部分は、

『寶貨通用事略』の「天武白鳳三年三月、対馬より銀を貢す。・・・我国の銀は始て出たり。延喜式に太宰府より毎年銀八百九十両づつ貢すと見へしは、・・・。この後鳥羽堀河の比迄、対馬より銀出せし由見えたり。」との記載と同内容であり、このほかにも引用部分と思われる箇所が多見される(表3参照)ことから、この『寶貨通用事略』が守貞の引用文献の一つと見て良いのではないかと思われる。

表3 『寶貨通用事略』（以下、寶貨事略）からの引用部分と思われる箇所
 （相違箇所下線）

守貞謄稿	寶貨事略
<p>天武天皇白鳳三年、対馬島より初めて銀を出す。『延喜式』に云ふ。毎年太宰府より銀八百九十兩を貢すこと、鳥羽帝の比まで書に出づ。</p>	<p>天武、白鳳三年三月、対馬より銀を貢す、…我國の銀は始て出たり、延喜式に、太宰府より毎年銀八百九十兩宛貢すと見えしは、対馬より出せる処なり、此比鳥羽・堀河の比迄、対馬より銀を出せし由見えたり</p>
<p>元明天皇御宇、武蔵国より銅を貢づ。すなはち年号を和銅元年と改む。</p>	<p>元明、和銅元年春、武蔵國より銅を貢す、…倭國の銅是を始とすれば年號を和銅とす、</p>
<p>聖武天皇の天平二十一年、陸奥国より始めて黄金を貢ぐ。この時九百兩を貢ぐと云ふ。『延喜式』に、毎年陸奥国より金三百五十兩を貢ぐと云ふ。白河帝の御宇までこの貢あり。</p>	<p>聖武、天平二十一年三月、陸奥國より黄金を貢す、…我國の黄金は始て出たり、…此時大佛の像を造られしに、…陸奥國より始て黄金を九百兩貢しかば、歛ばせ給ふ事限なく、…延喜二年にも陸奥國より毎年砂金三百五十兩づつ貢せしとあるは、奥州の貢金といひしもの也、其後白河の比まで、此貢金はまるらせしなり</p>
<p>また『延喜式』に、下野国より毎年沙金百二十兩・鍊金八十兩を貢ぐ。</p>	<p>延喜式に、下野國より毎年砂金百五十兩、鍊金八十四兩づつ貢せしよし見ゆ、…</p>
<p>また佐渡島に黄金あること宇治大納言の書に載りたり。またこれあるを知るといへども、採術を知らず。上杉謙信かの島を取りて、これを採る。豊臣氏これを知りて、景勝を奥に移して金を採る。慶長関ヶ原軍後、この島夥しく銀を出し、また金も交へ出す。</p>	<p>佐渡國より黄金出し由は、宇治大納言物語に見えたり、されば此國にはむかしより有しが、世にこれを採るすべを知らず、近き比ほひ上杉謙信入道彼國を攻取しより後、金銀を採りて國用を足す、太閤秀吉兼てより此事を聞傳へて、世をしられし後、謙信の子中納言景勝を欺て、奥州へ移して佐渡國を押取て金を採られしが、…慶長五年、関ヶ原事終りし明る年より、此國の銀出ること夥しともいふばかりなし、かかることは我國のいにしへより傳へきかざる處なり、同十三年の比より、銀出ること始の如にはあらず、是より年々にすくなくなりて、或は又黄金をもまじへて出せり</p>

守貞謾稿	寶貨事略
石見・伊豆・奥の南部よりも金を出すこと、慶長中を昌んとす。	石見國より黄金を出せること、其始め出ること多からず、慶長六七年の間より、出づる事多くなれり、・・・ 伊豆國より黄金・白金を出す、古へは此國より出し事も聞えず、是も慶長十一年の比より出て、・・・ 陸奥の南部より黄金出る事、是も慶長十三年の比、・・・
白鳳十三年、銀錢を廃して銅錢を用ふと云ふ。	其 [=白鳳] 十二年に及で、銅錢を用ひて、銀錢をやめられし也、
和銅元年、錢をみる。銅錢なり。あるひは銀錢なり。また云ふ、銀銅並び行ふなり。	元明、和銅元年、始て行銀錢銅錢、世にいはゆる和銅錢也、
天平宝字四年、太平元宝の銀錢・開基勝宝の金銭をみる。あるひは云ふ、万年通宝の銅錢をみる。この錢十文をもつて銀錢一文に当て、銀錢十文を金銭一文に当つる。	孝謙天皇、寶字四年、鑄新錢、此時銅錢を改鑄らる、萬年通宝 又銀錢を改鑄らる、太平元宝 銀錢一を以て銅錢十に當つ、又金銭を新に造らる、開基勝宝 金銭一つを以て銀錢十に當つ
天平神護元年、神功開宝の錢をみる。	称徳、天平神護元年、更に錢を鑄る 神功開宝
同〔延暦〕十五年に隆平永宝の錢をみる。弘仁九年に昌寿神宝、〔寶貨事略にはない〕承和二年に承和昌宝、嘉祥元年に長年太宝の錢をみる。	桓武 延暦十五年 更鑄錢 隆平永宝 仁明 承和二年 更鑄錢 承和昌宝 仁明 嘉祥元年 更鑄錢 長年永宝
貞觀元年に饒益神宝をみる。・・・同十二年に貞觀永宝をみる。寛平二年に寛平大宝の錢、延喜七年に延喜通宝をみる。天徳二年これを廃して、乾元大宝の錢をみる。	清和 貞觀三年 更鑄錢 饒益神宝 清和 貞觀十二年 更鑄錢 貞觀永宝 宇多 寛平二年 更鑄錢 寛平大宝 醍醐 延喜七年 更鑄錢 延喜通宝 村上 天徳二年 更鑄錢 乾元大宝
この後、皇国に鑄錢を聞かず、異邦の錢を用ふ。足利義満明朝の封を受くにより、かの国の錢を日本に頒行す。これ永楽通宝なり。	此後本朝にて錢を鑄られしこといまだ聞かず、皆々異朝歴代の錢を用ひしと見えたり、かくて大明永楽の天子、太宗新代に及で、鹿苑公方義満彼國の封爵を受けられしかば、其比異朝よりして永楽新錢を鑄られしかば、我國へも頒賜へり、是永錢、我國に始て来りし也

守貞謄稿	寶貨事略
<p>天正十六年、大判小判を幕府に制す。……けだし天正十四年、豊公金五千枚・銀三万枚を大小名に頒行すと云へり。しからば天正十四年以前、すでにこの制ありしなり。</p>	<p>天正十六年造黄金大判小判織田殿は……、<u>秀吉</u>又其才おはしたれば、天下を知玉ひしより、……天正十六年に新に大判・小判等を造られ、……</p> <p>但是より三年前、天正十三年の秋に、金賦とて大名・小名に金銀を玉ひしこと有、金五千枚銀三万枚 されば其比既に大判・丁銀にありし也、</p>
<p>同慶長通宝の錢あり。慶長幾年を詳らかにせず。 (追書) 慶長十一年、慶長通宝の錢をみて永錢を廢止す。 (追書) けだし慶長十一年あるひは<u>十三年</u>とも云ふ。</p>	<p>(慶長通宝の記載なし)</p> <p>※慶長通宝については後述の『和漢古今泉貨鑑』に記載有り。</p>
<p>同〔慶長〕十三年、永樂錢を止めて京錢を用ふ。京錢と云ふは、異邦の永樂等にあらざる皇国歴代の錢を云ふ。</p>	<p>慶長十三年十二月、止永樂錢用京錢京錢といふは異朝代々の古錢の事也、</p>
<p>寛永十三年、銅錢を鑄る。文に云ふ、寛永通宝なり。……当時、江戸と江州坂本と二所にある。</p>	<p>寛永十三年六月、新鑄錢 寛永通宝 江戸と近江國坂本と兩處にて鑄らる、</p>
<p>慶長六年より寛永十一年まで三十三年の間、御朱印船と号して、皇国の賈人等亞馬港・ヒスパン・シャム・安南・呂宋・支那〔寶貨事略にはない〕等の諸国に往きて交商し、また寛永以来は、和蘭・支那・交趾・占城・安南・呂宋・ヒスパン、イギリス、アレウタ、イタリヤ、アマカハ等の諸国より我九州の諸津に來り通商し、その後和蘭・支那のほか來船を禁じ、また皇国より外国に往くことを禁じ、また寛永二年、和蘭・中華も長崎一所に定めし後は、かの二国に持ち去るの員数詳らかなりといへども、慶安前、上に云へるとき数年の間、持ち去るの員数は取て量り知るべからず。</p>	<p>慶長六年より寛永十一年迄三十三年の間御朱印船とて我國の商人共、亞馬港・ノヒスパン・シャム・安南・呂宋等の國々耳年毎に行て商売し、……</p> <p>寛永の始めまでは、今來れる國々の外に、交趾・占城・安南・呂宋・ノヒスパン、イキス、レウタ、イタリヤ、亞馬港などといふ國々より年々に來りあきなひしたり、其後耶蘇の法をいたく禁ぜられしより、是等の國々來ることを許されず、是等の國々へ行し金銀の数も、又知るべからず</p> <p>長崎より外津津の商売を禁ぜられし事は、寛永二年に生まれり、されば廿四年が間、諸國の浦にて外國船商売せし時、取引し金銀の数はしるべからず</p>

3. 太宰春台『⁽³⁹⁾経済録』との類似点

両書の間論点や記述内容、表現に類似点は多く、太宰春台『経済録』の当時の普及度に照らし、『守貞謾稿』の引用文献の一つと見てよいのではないかとと思われる。

表4 太宰春台『経済録』との比較（相違箇所下線）

守貞謾稿	経済録
元禄中、金幣を改造し旧幣を廃止す。けだし新金重さ旧制に同じきといへども、国用乏しきをもって、鉛等を雑へて金色鍮石のごとくなり。新幣には元字を印す。・・・当時、贗造するの奸民を磔にする者多し。	元禄中に国用乏しきに因て銀銅鉛錫を雑へて新金幣を造る。文に元の字あり、・・・・・・・・四品の金皆黄金の真色を失ひて鍮石の如し、・・・此金既に純金に非ずして偽りやすきに因て、偽造の罪人多く出来て磔刑を被り・・・。
従来、銀六十目、小判一両に当つる。この四つ宝銀八十目余を一両に当つる。銀一匁は錢四十文ばかりとなる。	國初以来の故銀は六十錢を以て金一両に直し、一錢を銅錢七八十文に直するを常とせしに、三宝四宝の悪銀になりては直大に減じて八十余錢を以て金一両に直し、一錢を銅錢四十文計りに直す。
ある書に云ふ、 <u>慶長</u> 以後、錢価官府の出納定価、小判一両錢四貫文とし、民間には日価ありて上下す。錢の賤き日は五貫文余を一両とし、貴き時は四貫文に満たず。 ⁽⁴⁰⁾ 大略四貫八百文ばかりを平価とす。	凡錢の直は寛永の錢より金一両に四貫文を以て定とす、上より賜はり、下より納むるに皆此直を用ふ。然れども民間にては金一両に四貫八百文以上なり、少き時は四貫文に及ばざることあり。多き時は五貫に至る。
武家は金をもって錢を買ひ日費とし、賈人のごとく錢を得ることなき故に、錢高直を忌むなり。	士人は錢の賤きを利とし、民は錢の貴きを利とす。・・・・・・・・只士人は米を買て金を取り、金を以て錢を買ひ、錢を以て万事の用を弁ずる故に、金賤く錢貴ければ用足らず、・・・

4. 草間直方『⁽⁴¹⁾三貨図彙』との類似点・相違点

引用箇所②（IV-A-1）「金銀銅の海外諸国に没入のこと」に「慶安元年よ

り文化二年まで、和蘭と支那に与ふ所の員数ある書に載りたり。」とあり『三貨図彙』と同種の計数（金銀銅の海外への推計流出量）が記載されているが、推計期間が異なる。また、金銀は概ね同量であるが（なお、金銀は輸出禁止の時期であるため両期間で同量であることは問題ない）、銅及び銅貨の量が異なる。また、銀は概ね同量だが、推計値末尾が、『三貨図彙』の5貫目余に対し、時代が降る『守貞謄稿』の方が5貫871文目と数値が詳細である。（表5参照）

表5 金銀銅の海外への推計流出量

	推計期間	推計流出量	引用等
守貞謄稿	慶安元年 (1648) ～ 文化2年 (1805)	和蘭と支那に与ふ所の員数	ある書
		金 274万2千4百50両	
		銀 37万5千3百5貫871文目	
		銅 1億4万（原文通り） 5百6万8千百85斤余	
	銅銭 6万6千2百40貫2百文		
三貨図彙	正保5年 (1648) ～ 天明3年 (1783)	金 274万2千4百51両	新井白石『寶貨通用事略』 佐久間東川『天寿随筆』 草間自身の推計
		銀 37万5千3百5貫目余	
		銅 1億3万（原文通り） 3千3百49万4千9百60斤余	
		銅銭 5万4千7百40貫2百文余	

さらに、『守貞謄稿』と『三貨図彙』の両書間にこれ以外の相違点もある（表6参照）。加えて、『三貨図彙』は鴻池家限りのもので他家への貸し出しを禁ぜられていたと言われており、⁽⁴²⁾守貞が目にしていない可能性は低い。

従って「ある書」が『三貨図彙』を指す、即ち『三貨図彙』を直接引用しているとは言えないと考えられる。

表6 守貞謄稿と三貨図彙の相違点

項目	守貞謄稿	三貨図彙
銭貨の沿革	明和6年(1769)が最後の記述 「同六年、常の水戸にて鉄銭をゐる。背上に久の字あり。また背上下に久二の二字あるもあり。同年、仙台にて鉄銭をゐる。背上に千の字あり。」 同年、肥長崎にてゐる。背上長の字あり。 これ以後も鋳次ぎあるか、未考。」	「安永の初年」まで記述がある。 (安永年間：1772～1780) 「久二銭 安永の初年、常州水戸にてこれを鋳る。」 ※因みに、当時の代表的な貨幣書である近藤守重『錢録』 ⁽⁴³⁾ も、天明4年(1784)まで記述がある。
千字銭	「同年〔明和六年〕、仙台にて鉄銭をゐる。背上に千の字あり。」	「明和の初これを鋳る、鋳所未考、…」 ※近藤守重『錢録』 ⁽⁴⁴⁾ は、明和仙台銭鋳造を明和7年(1770)としている。

5. 朽木昌綱⁽⁴⁵⁾『和漢古今泉貨鑑』⁽⁴⁶⁾(以下、『泉貨鑑』)との類似点

記述されている銭貨の順番や種類がほぼ同様であり、記述内容は『泉貨鑑』の方が詳細である。また、『守貞謄稿』、『泉貨鑑』ともに、寛永通宝については明和6年(1769)のものが最後の記述となっている。泉貨鑑は寛政10年(1798)刊行当時人気作だったということなので、守貞が目にする機会はあったと考えられる。従って、守貞が『泉貨鑑』から引用している可能性は高く、引用文献の一つと見てよいと考えられる。

表7 泉貨鑑との比較(相違箇所下線)

守貞謄稿	泉貨鑑
天正中、天正通宝の銭あり。銀銭・銅銭二品ともにあり。	天正通宝銭 按ずるに此銭・・・、又銀銭あり・・・
文禄中、文禄通宝の銀銭・文銭あり。	文禄通宝銭 ……銀銭銅銭二様あり・・・
慶長十一年、慶長通宝の銭をみて永銭を廃止す。	慶長十一年十二月八日慶長通宝銭を鋳て永楽銭の通用を禁ぜらる。
慶長銭の制年・・・けだし慶長十一年あるひは十三年とも云ふ。	※新井白石『寶貨事略』には、慶長通宝について記載がない
同〔慶長〕十三年永楽銭を止めて京銭を用ふ。	江戸名勝志に曰慶長十三年永楽銭を停止せらるとこれあり。

守貞謄稿	泉貨鑑
元和中、元和通宝の銭をみる。銀銅二品あり。	元和通宝銭 按ずるに此銭・・・、又銀銭あり・・・
寛永十三年、銅銭を鑄る。文に云ふ、寛永通宝なり。今に至りこれを専ら用ふとなり。当時、江戸と江州坂本と二所にゐる。・・・江戸は浅草の橋場と芝と二所なり。芝の地、今も新銭座と云ふ。	寛永通宝銭 明正帝寛永十三年五月武州浅草橋場に於てこれを鑄る。・・・寛永銭は寛永十三年に始めて鑄しより猶今の世に至るまでこれを用ゆ。 寛永銭 明正帝寛永十三年武州芝新銭座に於てこれを鑄る。 ※新井白石『寶貨事略』に「江戸と近江國坂本と両所にて鑄らる」とある。
寛文八年、京師大仏の銅像を毀ちて、寛永通宝の銭を鑄次ぐ。背の上に文の字あり、俗に文銭と云ふ。	寛永銭 靈元帝寛文八戊申年京都の大佛銅像を毀てこれを鑄る。・・・背穿の上文の字あり。世俗これを文銭と云。
(記載なし)	寛永銭 東山帝元禄四辛未年京都に於てこれを鑄。
元禄十年より、江戸亀井戸にて鑄次ぐ。京にてもゐる。	寛永銭 東山帝元禄十丁丑年より宝永元甲申年迄武州亀井戸村にてこれを鑄。 寛永銭 東山帝元禄十三庚辰年京都七條川原に於てこれを鑄。
宝永四年、宝永通宝の大銅銭をみる。背の周郭に永久世用の小印あり。京師は七条にゐる。十文銭と号けて、あるひは大銭と云ひ、一文をもって寛永銭十文に当つる。 同六年、右の大銭を廢して再び造らず。	宝永通宝銭 東山帝宝永四丁亥年京都七條に於てこれを鑄る。一銭を以て寛永通宝銭の十に當。同六己丑年便ならずして通用停止せらる。・・・背の外輪に永久世用の四字を刻印にて打たり。
宝永より正徳に至り、また亀井戸にて鑄次ぐ。享保中にも同所にてゐる。	寛永銭 東山帝宝永五戊子年より正徳二壬辰年迄武州亀井戸村に於てこれを鑄。 寛永銭 中御門帝正徳四甲午年より享保三戊戌年迄武州亀井戸村に於てこれを鑄。
正徳四年、佐渡島相川にてみつぐ。背の上に佐の字あり。	寛永佐字銭 中御門帝正徳四甲午年より五乙未年迄佐渡國相川に於てこれを鑄。・・・背穿の上に佐の字あり。
享保十一年より、深川十万坪にてゐる。	寛永銭 中御門帝享保十一丙午年より同十七壬子年迄武州深川十万坪に於てこれを鑄。

守貞謄稿	泉貨鑑
同〔享保〕十三年より、大坂南の難波村にて鑄次ぐ。	寛永銭 中御門帝享保十三戊辰年より同十五庚戌年迄大坂道頓堀裏難波村に於てこれを鑄。
同〔享保〕十三年より十七年まで、奥の仙台にて鑄次ぐ。背上に仙の字あり。けだし一緡の両端にこれを用ふのみ。その余は無背文なり。	寛永仙字銭 中御門帝享保十三戊辰年より同十七壬子年迄奥州仙台石ノ巻に於てこれを鑄。・・・背穿の上に仙の字あり。又仙の字なき者あり。或ひは云、背文無きものをつなぎ両端を仙の字銭にてはさみ通用したりと。
元文中、江戸深川十萬坪にて鑄る。背上一の字あり。	寛永十字銭 櫻町帝元文元丙辰年五月武州深川十萬坪に於てこれを鑄。・・・背穿の上に十字あり。
同時〔元文中〕城州横大路村にてゐる。	寛永銭 櫻町帝元文元丙辰年より同三戊午年迄城州下鳥羽横大路村にてこれを鑄。
同時〔元文中〕江戸本所の東猿江にてゐる。	寛永銭 櫻町帝元文元丙辰年武州猿江に於てこれを鑄。
また〔元文中〕小梅村にてもゐる。小梅にゐたるは背上に小の字あり。	寛永小字銭 櫻町帝元文元丙辰年十月廿日武州小梅村に於てこれを鑄。・・・背穿の上小の字あり。
また〔元文中〕紀若山にもゐる。同所にて鉄銭をゐる。	寛永銭 櫻町帝元文元丙辰年紀州和歌山に於てこれを鑄。 寛永銭 櫻町帝元文元丙辰年紀州宇津中ノ島二ヶ所に於てこれを鑄。
また同時〔元文中〕、城の伏見、野の日光、羽の秋田、奥仙台、相藤沢にてゐる。仙台のものは背上一字あり。	寛永銭 櫻町帝元文元丙辰年城州伏見に於てこれを鑄。 寛永銭 櫻町帝元文二丁巳年下野國日光寂光寺に於てこれを鑄。 寛永銭 櫻町帝元文二丁巳年羽州秋田に於てこれを鑄。 寛永仙字銭 櫻町帝元文二丁巳年奥州仙台石ノ巻に於てこれを鑄。 寛永銭 櫻町帝元文二丁巳年相州藤澤に於てこれを鑄。
また同時〔元文中〕、佐渡島にゐる。先年の佐字、今制は佐字を背文とす。	寛永佐字銭 櫻町帝元文の初の頃佐渡國相州に於て鑄（る）ところ。

守貞謄稿	泉貨鑑
(記載なし)	寛永銭 櫻町帝元文二丁巳年武州亀井戸村に於てこれを鑄。
また同時 [元文中]、深川小名木川銭座にて鉄銭をゐる。また撰の加島村銭座にて銅鉄二銭をゐる。	寛永川字銭 櫻町帝元文二丁巳年武州本所小名木川に於てこれを鑄。・銅銭鉄銭二様あり。 寛永銭 櫻町帝元文三戊午年撰州加島村に於てこれを鑄。・銅鉄二様あり。
また同時 [元文中]、深川平野新田にて白目銭をゐる。白目は銅に△△を交へたるなり。また本所押上村にて鉄銭をゐる。	寛永銭 櫻町帝元文四己未年武州深川平野新田に於てこれを鑄。・白目カ子を以て造る。 寛永銭 櫻町帝元文四己未年武州本所押上村に於てこれを鑄。
また元文中より寛保元年まで、大坂高津新地にゐる。背上天の字あり。	寛永元字銭 櫻町帝元文五庚申年より寛保元辛酉年迄撰州大坂高津新地に於てこれを鑄。
寛保二年、野の足尾村にて鑄る。背上に足の字あり。	寛永足字銭 櫻町帝元文二壬戌年下野國築田郡足尾村に於てこれを鑄。・背穿の上に足の字あり。
明和二年、江戸本所亀戸村にて鉄銭をゐる。	寛永銭 明和二乙酉年七月十九日武州亀井戸村に於てこれを鑄。
同 [明和] 五年、同所 [亀戸] にて細耳の鉄銭をゐる。	寛永銭 明和五戊子年武州亀井戸村に於てこれを鑄。面文文字小さく輪郭細し。
明和五年、大銭をゐる。一文をもって寛永銭四文に当つる。銭文明和を用ひず、強いて寛永通宝とあり。背に波文あり、波数二十二なり。径り九分なり。・真鍮銭の名なり。俗に四文銭と云ふ。同六年追鑄す。波文十一なり。	寛永四文銭 明和五戊子年五月三日武州亀井戸村に於て鑄。・寛永小銭の四に換へる。・径り九分・真鍮銭銅銭あり。面文寛永通宝と云ふ。背に水波の文あり。波数二十一筋。同六年秋より波数をへらして十一筋とする。
同 [明和] 六年、常の水戸にて鉄銭をゐる。背上に久の字あり。また背上下に久二の二字あるもあり。	寛永久字銭 明和六己丑年常州水戸に於てこれを鑄。・背穿の上に久の字あり。又穿の上下に久二の字あるものあり。 ※近藤守重『銭録』には明和四年とある。

守貞謄稿	泉貨鑑
同年〔明和六年〕、仙台にて鉄銭をみる。背上に千の字あり。	寛永千字銭 明和六己丑年奥州仙台石ノ巻に於てこれを鑄。・・背穿の上に千の字あり。 ※近藤守重『錢録』には明和七年とある
同年〔明和六年〕、肥長崎にてみる。背上長の字あり。これ以降も鑄次ぎあるか、未考。	寛永長字銭 明和五戊子年肥前國長崎に於てこれを鑄。・・背穿の上に長の字あり。 ※近藤守重『錢録』にも明和五年とある

以上、引用した可能性についての検討結果をここに挙げた。なお、引用文献はこれに尽きるものではないと考えられるが、今回はここまで留めることとしたい。

B. 執筆に至らしめた環境・人的影響はどのようなものか？

1. 懐徳堂に代表される大坂の学問環境の影響

守貞は、文化7年（1810）の出生から27歳で江戸に移る天保8年（1837）までの間、大坂で過ごした。この時期の大坂には、懐徳堂をはじめとする諸学問所、石門心学講舎、蘭学塾などが切磋琢磨し競い合う学問環境があった。

町人のための学問所として設立された懐徳堂は、学問上の貴賤貧富の差を認めず四民平等を標榜していた⁽⁴⁷⁾。懐徳堂の学問は、朱子学の系譜に属すといわれるものの、その実は、「理」を人間理性と捉え、理性により天・自然を観察しようとする実証的・合理的精神に基づく経験合理主義・実学思想⁽⁴⁸⁾を基本としていた⁽⁴⁹⁾。懐徳堂は、守貞の時代から見て一世代前の中井竹山・履軒兄弟の時代にその最盛期を迎えた。

この時期、懐徳堂で学んだ町人学者山片蟠桃は、西洋自然科学の中でも天文学の先進的知識を積極的に吸収し、「天文地理ノ格物ヲ最トスル」⁽⁵⁰⁾（夢の代・天文第一）と、天文学こそ最も基本とすべき学問と位置づけた。そしてこの⁽⁵¹⁾ような科学的認識と商人としての経験に基づき、代表作『夢の代』におい

て、経済・社会についての思想を述べるとともに、宗教の非科学的宇宙観や
靈魂の存在を否定するなど批判的知性を発揮した。⁽⁵²⁾

また商人として山片蟠桃は、藩内の通貨制度と米の流通経路を工夫することにより、仙台藩の財政を立て直した。同時代の海保青陵はこの偉業を、江戸商人と比較し絶賛している。しかし一方で青陵は、大坂商人において、このような偉業を成し遂げたのは山片蟠桃ひとりではないとも述べており、このことからも大坂商人の人材の厚みと実学として高い水準を誇った大坂の知的環境を知ることができる。⁽⁵³⁾

この懐徳堂のように、商人のための学問が必要とされた背景は、当時の貨幣経済と消費生活の拡がり、所謂「米遣い」から「金遣い」への時代の転換がある。武家の財政事情が逼迫し、武家との取引リスクが著しく高まった結果、従前の商道徳のように儉約に努め、真面目に働き、家業に専念していただくだけでは商人として生き残れない時代になっていた。そこで自店の利益だけを考えるのではなく、社会的視野を持った経営哲学を身につけるため、実学としての学問が必要とされたわけである。⁽⁵⁴⁾

次に蘭学の話題になるが、守貞が江戸に転居して直後の時期に緒方洪庵が大坂に適塾を開いている。この適塾で学んだ福澤諭吉は、大坂と江戸の学問環境の違いを次のように後日述べている。

江戸の書生で大坂に学問をするために来る者はいるが、大坂からわざわざ江戸に行く者はなく、行く場合は教えるために行く。

武家社会の江戸では西洋新技術を求める武家は多く、学問で生計を立てやすい。ごく普通の書生が数百石の武士に取り立てられることさえ稀にあった。

一方、大坂は町人社会で、適塾の書生が何年も勉強して学者になっても、実際に仕事を得て生計を立てることはできなかった。大坂で学んだ者は元々立身出世ができるとは思っていないので、純粋に学問をするために

学問をする。⁽⁵⁵⁾

以上の懐徳堂や適塾の例のように、幕府のお膝元である江戸と異なり、大坂には相対的に権力から距離をおいて、ものごとの本質を追究する学問環境があった。大坂で青少年期を過ごした守貞にとって、このような学問環境の影響を多分に受けながら、思想や意識を形成していったと考えるべきである。

既に述べたように山片蟠桃は西洋科学、就中、天文学への高い関心を持っていた。この点については、守貞も「地球年に肥大するの理ある説は、守貞が生涯の格言なり。」と地球膨張説⁽⁵⁶⁾のような考え方に自信を持っていることに共通点が見られる。また、前述のように大坂には合理性・実証性を尊ぶ実学重視の思想が満ちていた。この点については、守貞の、事実志向の探究心や武士批判の精神、物価・通貨流通に関する自説の主張等（本稿Ⅲ参照）に一つの表れを見ることができる。

また、蟠桃と同時代人で同じく懐徳堂で学んだ草間直方は、次のように幕府の政策について警告している。

この百年の間に一貫して繰り返された貨幣の改悪、負債の帳消し、強制された賦課金、そして米の生産への誤った投資は是正されることなく、
不可避的に国家の衰退に貢献し、下からの民衆の騒動を誘発するであろう。商人と「都市住民」のもつ知識を過小評価することは危険である。⁽⁵⁷⁾

ここで直方が言及した「商人と都市住民のもつ知識」を、『守貞謾稿』という成果の中にも見ることができる。

2. 砂糖国産化の祖 池上幸豊の「国益」の影響

既に触れたように（Ⅱ-A）、本書中に二か所、製糖に関する記述がある。

余北川祖父及ヒ外ニ三人都テ四人、予之駿遠ノ間ニ弘之、種法製蔗法ヲ農家ニ教授ス。速ニ種之、夫ヨリ西方ニ伝フ（巻之五）

池上太郎左衛門ナル者拝受シ、駿遠二州ヨリ植始メ、後四国ニ伝ヘ植エ、其創製ノ時、余舅小島彦兵衛、太郎左衛門トカヲ合セ農人ニ教ヘ弘ム。此彦兵衛、弘化四年七十九歳ニテ卒ス。然レハ、其創製ハ天明・寛政ノ頃ナルベシ（後集巻之一）

池上太郎左衛門幸豊は、田沼意次の命を受け甘蔗栽培・製糖技術を各地に伝法したことで歴史に名を残す武蔵国大師河原村名主の池上幸豊である。この時代まで砂糖は全面的に輸入に依存しており、金銀銅流出の原因となっていた。田沼は国家的なプロジェクトとして砂糖国産化を推進するため、幸豊に甘蔗栽培・製糖技術の伝法を託したのである。幸豊は、この伝法を行なう見返りに金二分の謝礼しか受け取っていないことから分かるように、製糖法伝法を自らの収益事業とは考えていなかった。幸豊の活動を突き動かしたのは、まさに、砂糖国産化を成し遂げなければならないという使命感であった。このことから幸豊に関しては、日本国レベルでの国益思想の持ち主との評価がなされている。⁽⁵⁸⁾

一方、本書のこの記述は、祖父北川儀右衛門と義父小島彦兵衛が、池上幸豊の甘蔗栽培・製糖技術の普及に関与したこと、とりわけ、小島彦兵衛は池上幸豊と同等の立場で普及活動をしたことが示されているが、このことが史実であることの証跡は無く、小島彦兵衛の素性もはっきりしない。著者である守貞の近親者であるからこのような記述になっていると考えられている。⁽⁶⁰⁾

しかしながら、守貞が、砂糖商北川家の発祥に係る事柄として、本書に記述したのも事実である。このことから、守貞は、祖父北川儀右衛門と義父小島彦兵衛が、池上幸豊の甘蔗栽培・製糖技術の普及に何らかの形で関与したことを、守貞にとって後ろ盾であった義父小島彦兵衛から度々聞いていたと考えられる。そしてこの際、池上幸豊の功績や思想についても聞かされ

ていたと考えるのが、話の性質上納得的である。

以上から、守貞が、この義父を通じ間接的に、池上幸豊の国益思想に触れる機会があったと考えられる。

卷之八「貨幣」の巻尾の安政5年の追書、即ち、御定相場を金1両＝銀240匁に改定すべしとの提言の部分では、この改定により、「たちまち金事足りて、武家は武具を調ふに易く、下民は家職に難なし。」⁽⁶¹⁾と、町人の身分でありながら、武家や下民を慮っている。

また、『守貞謄稿』とは別に、守貞が物価や経済再建を論じた『固根辯』によると、「四民及び遊民を樹木に比するに、農は根なり、士は幹なり、工商は枝葉なり、遊民は華にて、蛮夷は鳥に比せん。」⁽⁶²⁾と比喻を用いて、自らの身分はさておき、経済全体で見て農業と政治が根幹であると述べている。

このような考え方は、国益思想の影響の表れと考えられる。

3. 国学考証派の流れを汲む随筆家 山崎美成⁽⁶³⁾の影響

前項の引用文献(Ⅳ-A-1)のところで、引用箇所⑧として次の記述を挙げている。

山崎美成が『世事百談』に曰く、今無尽と称する講あり。たのもしとも云へり。……無尽銭と云ふ名目は、早く『建武式目』に見へたり。……貸税は、『書紀』の天武紀に見へたり。

山崎美成は、国学考証派小山田与清の流れを汲む博学・多作で知られる当代有数の随筆家である。守貞の北川儀右衛門家と同業で、しかも守貞より14歳年長の同時代人である。文政7年(1824)に出版された江戸全域にわたる買物案内書である『江戸買物独案内』を見ると薬種商の部に、北川(屋)儀右衛門と長崎屋新兵衛(山崎美成)⁽⁶⁴⁾が両方とも掲載されている。(文末の【写真1】参照)

実は、『守貞謾稿』において、引用文献に『世事百談』のような同時代の文献が挙がることは珍しい。『守貞謾稿』は、当代の事柄については自らの見聞で記し、過去の時代については過去の文献を引用するスタイルを採っている。⁽⁶⁵⁾例えば、『守貞謾稿』で最も多く引用されている『世事談』（正式名『本朝世事談綺』）は享保期、『我衣』や『塵塚談』は化政期の文献である。

また、引用について、「山崎美成が『世事百談』（引用箇所⑧）のように著者名と文献名が両方とも記載されているのも珍しく、大抵は著者名が記載されず、単に『草廬雑談』『世事談』といった具合に文献名のみで特定している。

このように、同時代のある程度名を知られた同業者同士であることや、文献の引用の仕方の他の例との違いから考えて、守貞と山崎美成とは、単なる同時代人に留まらず、面識や交流があったのではないかと考えられる。さらに守貞が本書を執筆し続ける上で、当代を代表する山崎美成の存在を先輩乃至ライバルとして意識し、執筆意欲をかきたてる励みになっていた可能性はある。但し、この点は検証の余地があり、現時点では指摘に留め今後の課題としたい。

C. 御定相場が融通の阻害要因であると主張しているのはなぜか？

1. 定説との比較

『守貞謾稿』に次の記述がある。

今安政五年、・・・今年は（米が）高価なり。諸品ともに貴価なれば、その実は当前なり。ただ、金価一両銀六十目と定めたる今に至りこれを守る故、万民これに苦しめども、上下ここに心付かず。・・・必ず後世金一両銀六十目の制改むることあるべし。⁽⁶⁶⁾

江戸は小判一両価銀六十目の定価にて、日価これなし。・・・しかれども、もし銀子入用にてこれを買ふには日価あり。・・・他物の売買に価は銀をもってこれを唱へ、代料金をもってこれを贖ふの時は、銀六十目金一両に当つる定価なり。・・・江戸も銭は従来無定価にて、毎日相場あり⁽⁶⁷⁾。

・・・諸物価は二百余年多少物に依るといへども、下品なるものはこれなく、大小高直なり。しかして金価のみ銀六十目と定めたり。古は金価のものは金幣にてこれを買ひ、銀および銭価もこれに同じか。今世に、金価・銀価・銭価、物により異なる習風あれども、銀価の物特に多く、大買専ら銀価をもってこれを称す。しかして代料出入に至りては、銀幣さらにこれなし。皆大事は金幣、小行は銭を用ふ。しかれば、ただ銀価は唱へのみなり⁽⁶⁸⁾。

このように守貞は、江戸で金1両＝銀60匁に固定された御定相場が取引に用いられていること、及び、銀建で価格設定される商品が特に多いが銀建通貨はあまり流通していないことを記述し、御定相場を守るために万民が苦しんでいるので、御定相場は改定すべきであると主張している。

一方、今日の定説は、幕府は御定相場を設定したものの、実際にはそれぞれの取引時点の変動相場が適用されたとする。従って、御定相場は幕府関係の取引を除いて用いられなかったとしている⁽⁶⁹⁾。

このような定説によれば、御定相場の実効性は限定的であり、貨幣流通の阻害要因にはなりえないはずであり、守貞の主張とは矛盾するのではないかと考えられる。

2. 御定相場が金1両＝銀60匁になった時期について

このような守貞の主張について検討する前に、まず、御定相場が金1両＝

銀60匁になった時期について考えることとする。

御定相場は江戸時代を通じて金1両＝銀60匁であったわけではなく、金1両＝銀50匁の時期もあった。⁽⁷¹⁾しかし『守貞謾稿』の記述は次のようになっており、守貞にそのような認識はなかった。

また云ふ、寛永九年、金一両に銀六十目替と『寛明日記』にありと、⁽⁷²⁾『草廬雑談』に云へり。⁽⁷³⁾

また、金価のこと、『寛明日記』寛永九年の条に、黄金一両に付き銀六十匁替と云ふは、江戸のことか。小判一両六十目ばかりは、古きことなり。⁽⁷⁴⁾

御定相場が金1両＝銀60匁になったのは元禄時代というのが定説であるが、慶長期に金1両＝銀60匁との公的記録も⁽⁷⁵⁾あり、守貞が言うように元禄より前に遡る可能性は否定できない。しかしながら、守貞が引用している『寛明日記』や『草廬雑談』には、徳川秀忠の御遺物拝領に関する換算相場として「一両に付六十六匁替⁽⁷⁶⁾」とあるのみで、60匁の御定相場は見出せなかった。

いずれにせよ、幕末期には一般に、御定相場は江戸時代を通じ金1両＝銀60匁であったと信じられていたようである。江戸中期の太宰春台にしても『經濟録』の記述を読む限り同様の認識のようであるし、また、青木昆陽も『草廬雑談』の記述を読む限り同様である。⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾

ところで、あくまで私見であるが、御定相場が金1両＝銀50匁から60匁に改定された時期については、再考の余地があるのではないかと考えている。改定時期を元禄13年とする今日の定説は、昭和47年から51年にかけて発行された『図録日本の貨幣』の記載、「幕府は、(元禄)十三年十一月、金貨一両銀貨五〇匁の公定相場を改定して、金貨一両銀貨六〇匁とした。」⁽⁸⁰⁾に拠っている。この部分については、明治9年発行の『大日本貨幣史』とそれが引用する『徳川実記』⁽⁸²⁾及び『御触書寛保集成』⁽⁸³⁾の記載を根拠にしている。各書の該

当部分は次のようになっている。

(『大日本貨幣史』)

元禄八年 金銀の二貨を改造す。錢貨のことを令す。

金一両に銀六十目替とすべきことを令す。[触達留] 金一両に錢四貫文たるべきことを令す。[國貨令]

元禄十三年 銀価を定む。銀価を遠国に輸送することを禁ず。

是年十一月八日令して曰く、銀貨の価は官の出納を金一両に銀六十匁換と定めれば総て之に准じて売買すべし。然りと雖ども兌銀舗等は兌換によりて利あるべければ今年より明年十二月に至るまで五十八匁より騰貴せしむることを許さず。[徳川実記]

(『徳川実紀』・元禄十三年十一月八日)

けふ令せらるるは銀の事。官庫出納共に金一両に六十両替のつもりに定めらるれば、すべてこれに准ずべし。されど兌銀舗等兌換により利潤あるべければ、ことしより来年十二月まで五十八匁より騰貴せしむべからず。

(『御触書寛保集成』 一七六七 元禄十三年十一月)

覚

一 銀子の儀、御蔵元払金子壹両ニ六拾目替之積候間、世間准之、金子壹両ニ銀六拾目替積可相心得候、乍去両替屋共差引利潤可有之候間、当年より来年十二月迄、金子壹両ニ銀五拾八匁より高直仕間敷事、

『大日本貨幣史』には『触達留』を引用して、元禄8年に金1両=銀60匁に改定したとあるが、『徳川実紀』・『御触書寛保集成』とも元禄8年の箇所⁽⁸⁴⁾にこのような記載は全くない。一方、元禄13年の記載内容については、三つの文

献ともほぼ同じで、この時点で既に改定がなされていたかのような表現であり、この文脈から、今日の定説のように元禄13年に金1両＝銀60匁に改定されたと読み取るとは困難である。これらの文献を並べてみると、金1両＝銀60匁に改定されたのは、『大日本貨幣史』が『触達留』を引用する元禄8年であり、元禄13年になって銀が騰貴したので、幕府は現実路線として、今後約一年間について58匁より銀高にしてはならないと命じたということになる。従って、御定相場は元禄8年に改定されたと考えるのが相当と考えられないだろうか。戦前になるが、幸田成友博士は、『大日本貨幣史』の記載について、次のように原文に忠実な解釈を示しておられる。

金・銀貨の法定交換率は、金一両銀六〇目と信ぜられている。しかし慶長十四（1609）年において幕府は金一両に銀五〇目替たるべしと令している。それがいつまで続いたか。『大日本貨幣史参考』に、元禄八（1695）年令によって六〇目になったとありますが、自分はまだその本文を見出しません。それから元禄十三年には、両替屋ども当年より来年十二月まで金一両につき銀五八匁より高直にすべからずと令している。法定交換率は金一両銀六〇目であるが、当時銀払底であったため、一時かような交換率を容認したわけである。⁽⁸⁵⁾

また上記のとおり、幸田氏は元禄8年改定に関し、『大日本貨幣史』の記述を裏付ける幕府令の本文については見つけることができないとも述べられている。これは幸田氏の時代には、幕府令の本文がすでに失われていた可能性を示唆するものと考えられる。⁽⁸⁶⁾

さらにもうひとつ、元禄13年に御定相場が改定されたのではないと考える根拠として、仮に元禄13年に金1両＝銀60匁に改定されたとした場合、幕府の公定相場を幕府自らが否定するという矛盾が起きてしまうことを指摘しておきたい。

まず、当時の金銀貨の市場相場との関係を見ておくこととする。前掲の『図録日本の貨幣』によると、元禄8年改鑄において、銀貨の品位の低下度合いが金貨のそれよりも相対的に小さかったため、改鑄当初金貨1両に銀貨61～62匁あった市場相場は、元禄10年ごろから金貨1両が銀貨60匁を割りはじめ、元禄12年には11月初旬55匁、11月下旬49.6匁と、急速に銀高の傾向を示すに至った結果、江戸商人や幕府が不利な影響を受けたので、元禄13年に制令を⁽⁸⁷⁾発令して公定相場を整えた、とある。

しかしながら、元禄13年に公定相場を改定したのであれば、それまで公定相場は金1両＝銀50匁であったことになる。従って、元禄8年から12年にかけての銀高傾向はむしろ、市場相場が、幕府の公定相場に取れんし一致していく過程となり、幕府の体面を保つ現象となるはずである。にもかかわらず、せっかく市場相場が公定相場に取れんしたこの状況で、いかなる理由であっても実勢と逆の方向に、いきなり金1両＝銀60匁への改定を命ずることは、幕府自らの体面をつぶし、信用を失墜させるものとなるはずである。特に、金銀銅の三貨制度の容認など貨幣政策における幕府の現実主義的な慎重姿勢に照らした場合、元禄13年時点で公定相場の改定を強行することは考えられないのではないだろうか。以上のとおり、元禄8年から13年にかけての金銀相場を理論的に考察した結果、あくまで私見であるが、幕府の公定相場すなわち御定相場が改定されたのは、元禄13年ではなく、少なくともそれ以前、——可能性としては元禄8年ではないか——と考えている。しかしながら、これを根拠づけるような当時の直接的な文献や事例に未だ当たっていない。この点は今後の課題とさせていただきます、現時点での一つの仮説として提示させていただきますことをお断りしておきたい。

3. 御定相場の影響力について

次に、守貞が御定相場について融通の阻害要因であるとしている点を検討する。

前々項(IV-C-1)で見たように、江戸では、御定相場は固定相場として取引に用いられた、と守貞は自らの体験に基づいて、はっきりと書いている。この点は、民間取引において御定相場が使用されず、取引時点の変動相場が適用されたとする今日の定説と矛盾している。そこで、文献上多くの記録が残っているような両替商や大商人間の所謂プロ取引を除けば、御定相場が用いられる場面は相応に⁽⁸⁸⁾あったと⁽⁸⁹⁾考えればどうだろうか。こう考えると、プロ取引のみを前提に捉えた場合、取引時点の変動相場が適用されたとする今日の定説が妥当する。一方、プロ取引以外、即ち一般の町人、下級武士や庶民を前提に捉えた場合、守貞の記述が理解できることになる。あくまで一つの仮説に過ぎないが、こう考えると先述の矛盾は解消することになる。これは現代において、例えば、外国為替相場は時々刻々変動し、金融機関同士や大口の取引はその変動相場を使用するが、一般の小口取引に適用される相場は取引日ごとの固定相場であること(所謂ホールセール取引とリテール取引との関係)を考えれば解りやすい。

また、前項(IV-C-2)のとおり守貞だけでなく、江戸中期の太宰春台や青木昆陽の記述を見ても、御定相場は江戸時代を通じ一貫して金1両=銀60匁であったと信じられていた。このことは御定相場金1両=銀60匁が当たり前と認識させるだけの影響力を持っていた証しであると考えられないだろうか。

さらに、江戸後期に使用されたと考えられる「米相庭銭相庭早見」(日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵)という一枚の早見表を見ると、「銭と金」・「銭と銀」との換算がひと目で分かるようになっているが、「金と銀」の間は金1両=銀60匁の固定相場が前提となっており、やはり御定相場が使用されていたことがうかがえる(文末の【写真2】参照)。これらのことは今日の定説が想定しているよりも、御定相場の利用範囲が大きかったことを示しているのではないだろうか。

以上を踏まえ、私見であるが、守貞が御定相場について融通の阻害要因であると記述している点については次のように考えている。

江戸時代は近代工業化前であり、工業製品は相対的に供給不足であった。従って、相対の商取引において、供給者側が価格決定権を握る場面が多かったといえる。米・油のほか、特に、呉服・唐物・茶・砂糖といった上方商人が支配し、建値が銀貨建の高級工業製品を購入する場合、上方商人の言い値で購入せざるを得ない局面が多かったと考えられる。⁽⁹⁰⁾

もう少し具体的に述べると、江戸の武士や町民がこれらの商品を購入する場合、丁銀等の銀貨はあまり流通しておらず入手が困難だったので、金貨で決済するために銀建を金建に換算する必要があった。⁽⁹¹⁾ この場合、上方商人の商品供給力を背景とする力に江戸の武士や町人は押され、金1両＝銀60匁という江戸時代後期の段階では市場実勢比金安銀高の公定レートを適用させられた結果、取引条件的に不利な立場に立たざるを得なかったという実態があったと考えられる。

このような現象は、よく例えられるように、江戸時代の江戸・上方間の取引を現代の国際貿易取引に準えて考えた場合、(上方から見て) 自国通貨高が(江戸への) 輸出に有利になっており一見不思議な気がする。しかし、現代の日本において自国通貨安(つまり円安)の方が輸出に有利なのは、工業化により供給者側の競争が活発な環境下では、価格競争力が高い方が売りやすいだからこそで、近代工業化前の江戸時代においては事情が異なることを頭に入れておく必要がある。

但し、以上の私見については、これを根拠づけるような当時の直接的な文献や事例を未だ十分に見いだせていない。また、日本の近世貨幣史の先行研究は多く、未だ十分な検討ができていない。従って、この点は今後の課題とさせていただきます、現時点での一つの仮説として提示させていただきたい。

V. 結論

ここまで、一般町人の目線を通し、江戸末期の町人意識や貨幣経済の実態を探ることを目的に研究を進めてきた。

まず、巻之八「貨幣」の内容を次のように整理した。さらに、著者自らが示した見解について著名学者・知識人との比較を試み、ある程度共通点を見出すことができた。

- 巻之八「貨幣」は金銀銅の産出と海外流出に始まり、貨幣の歴史と種類、貨幣相場、両替屋・子銭家など貨幣制度の担い手やそのサービスに触れ、さらに、頼母子、富くじ、博奕に至るまで幅広く取り扱っている。
- その中で、貨幣の質・品位の低下がもたらした諸現象及び高利貸の社会的意義について筆者自らの見解が示されている。
- 最後に、御定相場を改定し銀貨の価値を金貨に対し四分の一に切り下げることにより、物価騰貴が収束するとの提言が示されている。

次に、本書の引用文献について検討した。その結果、新井白石『寶貨通用事略』、太宰春台『経済録』、及び朽木昌綱『和漢古今泉貨鑑』の三書は引用文献であるとの結論に至った。また巻之八「貨幣」に関しては、文献を引用したにもかかわらず、引用していることを明示していない場合が相当数あることが判明した。

続いて、執筆に至らしめた環境・人的影響について、本書の記述内容に基づいて検討した。その結果、守貞が青少年期を過ごした大坂の学問環境の影響、義父小島彦兵衛を通じた池上幸豊の国益思想の影響、及び同時代人の国学考証派の流行随筆家山崎美成の影響の三つの可能性が考えられるとの結論に至った。

最後に、江戸では御定相場が用いられており、このことが融通の阻害要因であると守貞が主張している点について検討した。その結果、あくまで一つの仮説に過ぎないが、近代工業化前の江戸時代において、商品供給力を持った上方商人が価格決定権を握り、江戸の武士・町人は市場実勢比不利な公定レートを適用させられた経済実態があったと考え、御定相場の影響力は相応に大きかったのではないかと考えた。またこの検討過程で気づいたこととして、御定相場の金1両＝銀60匁への改定時期について、今日定説では元禄13

年となっているが、その時期の金銀相場を考察した結果、元禄8年である可能性がある点についても仮説として提示した。

以上、『守貞謾稿』巻之八「貨幣」を中心に町人意識や経済実態を見てきた。著者喜田川守貞にとって、経済分野は最も得意な分野であり、最も書く意欲があったのが経済に関する書であったと思われる。その理由は一つに、守貞が商人であり、書物に加え実務経験を通じた様々な知を蓄積していたことが想定されるからである。二つめには、守貞の著書として『守貞謾稿』のほかにも経済書の『固根辯』が知られており、さらに今日伝わっていないが書いた形跡がある経済書一書⁽⁹²⁾を含め、実際に経済書を書いているからである。『守貞謾稿』は幕末期の町人目線からの経済分野に関する資料としても貴重であり研究課題は尽きないというのが実感である。本稿で課題として掲げた論点も含め、今後も研究対象として取り上げていきたいと思っている。

以上

注

- (1) 本稿において『守貞謾稿』巻之八「貨幣」の引用は、『近世風俗志（守貞謾稿）（一）』（宇佐美英機校訂 岩波文庫 1996年）2008年12月 第11刷による。
- (2) 前掲『近世風俗志（守貞謾稿）（一）』校訂者宇佐美英機氏の解説403～405頁、参照。
- (3) 『守貞謾稿図版集成【普及版】』（高橋雅夫編著 雄山閣 2012年）上巻解説5～8頁、参照。
- (4) 前掲『近世風俗志（守貞謾稿）（一）』167頁、『同（五）』125～126頁より引用。
- (5) 前掲『守貞謾稿図版集成』上巻解説12～13頁「『守貞謾稿』関連年表」を参考に筆者作成。
- (6) 前掲『近世風俗志（守貞謾稿）（一）』9頁、参照。
- (7) 前掲『近世風俗志（守貞謾稿）（一）』校訂者宇佐美英機氏の解説425～426頁、参照。
- (8) 銀貨の単位「匁」の表示は、十位、百位の下に数字がない場合、十目、百目のごとく、「匁」の代りに「目」が用いられた。（『国史大辞典』（国史大辞典編集委員会編 吉川弘文館 1980年、滝沢武雄執筆の「匁」の項目）なお、本稿に

おいては、史料の引用を除き、当時の用法にかかわらず、以後、「匁」に統一し単位を表記している。

- (9) 『守貞謾稿』記載内容に基づき筆者が作成。
- (10) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』394頁より引用。
- (11) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』359頁より引用。
- (12) 『経済録』(太宰春台 経済雑誌社 1894年 国立国会図書館デジタルコレクション infondljp/pid/799312)「第五卷食貨」200頁より引用。
- (13) 『江戸の貨幣物語』(三上隆三 東洋経済新報社 1996年)103頁より引用。
- (14) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』363頁より引用。
- (15) 『山片蟠桃の研究 著作篇』(末中哲夫 清文堂 1976年)「金銀歴史」713頁、参照。
- (16) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』359頁、参照。
- (17) 前掲『経済録』「第五卷食貨」193~194頁、参照。
- (18) 『三浦梅園集』(三枝博音編 岩波文庫 1953年)「價原」54頁、参照。
- (19) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』365頁、参照。
- (20) 前掲『三浦梅園集』「價原」44頁、参照。
- (21) 『日本思想大系43巻 富永仲基・山片蟠桃』(岩波書店 1973年)「夢の代」397頁、参照。
- (22) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』370頁、参照。
- (23) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』369頁、参照。
- (24) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』392頁・393頁より引用。
- (25) 『日本経済大典40』(滝本誠一 啓明社 1930年)「三貨図彙」「物価之部巻八」(草間直方)168頁、参照。
- (26) 『日本の経済思想世界』(川口浩編著 日本経済評論社 2004年)「大阪両替商草間直方における『融通』」(小室正紀)47~52頁、参照。
- (27) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』381~382頁より引用。
- (28) 『江戸と大阪』(幸田成友 富山房 1995年)192~194頁より引用。
- (29) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』「巻之六生業下」246頁より引用。
- (30) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』351頁より引用。
- (31) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』352頁より引用。
- (32) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』357頁より引用。
- (33) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』364頁より引用。
- (34) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』368頁より引用。
- (35) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』368頁より引用。
- (36) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』375頁より引用。
- (37) 前掲『近世風俗志(守貞謾稿)(一)』386頁より引用。

- (38) 本稿では『本朝宝貨通用事略』（国立国会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/2538831）、『三貨図彙』（草間直方 瀧本誠一校閲 白東社 1932年）「附録巻之七 國朝舊章録 本朝寶貨事略」1108～1118頁による。
- (39) 本稿では、『経済録』（太宰春台 経済雑誌社 1894年 国立国会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/799312）第五巻「食貨」141～224頁による。
- (40) IV-A-1 引用箇所⑤。
- (41) 本稿では、『三貨図彙』（草間直方 瀧本誠一校閲 白東社 1932年）による。
- (42) 大阪大学文学研究科懐徳堂研究センターHP「新建懐徳堂」<http://kaitokudo.jp/kaitokudo/1/>、参照。
- (43) 『銭録』（『近藤正斎全集 第3』（国書刊行会1905年 国立国会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/991310）461頁、参照。
- (44) 同上 459～460頁、参照。
- (45) 朽木昌綱（1750-1802）江戸後期の大名。丹波福知山藩主。古銭収集、世界地理研究で知られ、茶道、絵画もよくした。（『日本人名大辞典』上田正昭ほか監修 講談社 2001年）
- (46) 本稿では、『古今泉貨鑑』（巻15）（蔦屋重三郎ほか出版 1790年 国立国会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/2538945）による。
- (47) 『山片蟠桃 海保青陵』（中央公論社 日本の名著23 1971年）「先駆的啓蒙思想家 蟠桃と青陵」（源了圓）24頁、参照。
- (48) 前掲『山片蟠桃 海保青陵』「先駆的啓蒙思想家 蟠桃と青陵」36頁には、「山片蟠桃とその師中井竹山には非科学的な迷信から解放された学問こそ実学であるとの実学観が形成されていた」「蟠桃における実学観は、合理性・実証性を尊ぶ点で、福澤（諭吉）のそれに非常に近くなっており、」とある。本稿における「実学」の概念はこれに拠っている。
- (49) 前掲『山片蟠桃 海保青陵』「先駆的啓蒙思想家 蟠桃と青陵」25頁、参照。
- (50) 『富永仲基 山片蟠桃』（日本思想大系43 岩波書店 1973年）216頁より引用。
- (51) 前掲『山片蟠桃 海保青陵』「先駆的啓蒙思想家 蟠桃と青陵」31頁、参照。
- (52) 前掲『山片蟠桃 海保青陵』「先駆的啓蒙思想家 蟠桃と青陵」28頁、参照。
- (53) 「山片蟠桃 一人と思想一」（宮川康子）『やそしま』（関西・大阪21世紀協会ほか 2007年-）第9号110～115頁、参照。
- (54) 前掲「山片蟠桃 一人と思想一」『やそしま』118～120頁、参照。
- (55) 『福翁自伝』（福澤諭吉著作集 12巻 慶応義塾大学出版会 2003年）112～115頁より引用。
- (56) 前掲『近世風俗志（守貞謄稿）（一）』394頁より引用。
- (57) 『懐徳堂 18世紀日本の「徳」の諸相』（テツオ・ナジタ 子安宣邦訳 岩波書店 1992年）394～395頁より引用。

- (58) 『日米欧からみた 近代日本の経済思想』(川口浩・B.G.オカ編 岩田書院 2013年)「砂糖国産化と国益思想」(落合功)に詳しい。
- (59) 家系については、前掲『守貞謄稿図版集成【普及版】』上巻解説6～7頁に詳しい。
- (60) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』校訂者宇佐美英機氏の解説404～405頁、参照。
- (61) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』393頁より引用。
- (62) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』校訂者宇佐美英機氏の解説428頁より引用。
- (63) 山崎美成(1796～1856)江戸時代後期の随筆家、博識の学者。通称新兵衛・久作。寛政8年江戸下谷長者町の薬種商長崎屋に生まれ家業を継ぐ。読書を好み小山田与清・北静廬などの門人となり、和漢古今の諸書を渉猟して、著述家として一家を成すが、ために家産を傾けた。著書は極めて多い。(『日本近世人名辞典』(竹内誠・深井雅海編 吉川弘文館 2005年)より抜粋)
- (64) 『江戸買物独案内』(『江戸町人の研究』第3巻 西山松之助編 吉川弘文館 1976年に所収)北川儀右衛門は190頁、長崎屋新兵衛は245頁にそれぞれ掲載。
- (65) 『『守貞謄稿』における『本朝世事談綺』の引用について』(土井利夫「立正大学国語国文」No.43 42頁)、参照。
- (66) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』365頁より引用。
- (67) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』368～369頁より引用。
- (68) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』392～393頁より引用。
- (69) 「かく公定比率は定められても、実際には以前と同様にその時その時の相場に依って金銀の両替は行われていたのである。」(野村兼太郎『日本経済史』有斐閣全書 1953年 225頁)、「幕府は比価を公定したものの、金と銀との比価については、これを市場・両替業者にゆだねた。」(三上隆三、前掲『江戸の貨幣物語』123頁)、「法令では効なく、むしろ御定相場が市場相場に左右され、しばしば改定しなければならなかったわけである。」(前掲『国史大辞典』、「御定相場」の項、宮本又次執筆)、「江戸を中心とした金経済圏、上方を中心とした銀経済圏では、それぞれ“時の相場”により金銀相場が建てられていた。」(作道洋太郎「貨幣と信用」(『体系日本史叢書13 流通史I』豊田武・児玉幸多編 山川出版社 1969年、297頁))
- (70) さらに、田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館 1963年、181頁)によれば、幕府自身ですら、換算上不利になる場合(例：市場相場が金高銀安時の支払)には御定相場を守れなかったとある。
- (71) 「慶長十四年金銀ノ比較ヲ定ム。是歳令シテ曰ク金一両ニ銀は五十目」(『大日本貨幣史参考』「第21金銀價部」(吉田賢輔ほか編 大蔵省 1877～1883年 国立国

会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/800622) 22～23頁)

- (72) 寛永9年は西暦1632年。金1両＝銀60匁に定められたとされる元禄の頃より70年弱時代を遡る。
- (73) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』357頁より引用。
- (74) 前掲『近世風俗志(守貞謄稿)(一)』368頁より引用。
- (75) 前掲『大日本貨幣史参考』「第21金銀價部」17頁「慶長六年 金一両を銀六十匁に當つ 是年大判金、小判金、一分判金、丁銀、豆板銀、等の制を改正し[寶貨事畧]金一両を銀六十匁に當て[金錢相場記]・・・・」
- (76) 『寛明日記』(宮城県図書館古典籍類所蔵資料 伊達文庫 文獻ID50663)「寛明日記卷第八」寛永九年二月(徳川秀忠御遺物拝領に関する換算相場として※筆者注)右の銀小判にして二万七千二百十三兩三分銀二匁五分也[但一兩に付六十六匁替]
『草廬雜談』(青木昆陽)「寛明日記に云、大相国秀吉[原文通り]公、當將軍へ黄金三十萬枚被レ進、註に云、一兩に付銀六十六匁がへとあれば、國初より六十匁の内外と見えたり。」(『日本經濟大典12』瀧本誠一編 史誌出版社 1928年、416頁)
- (77) 前掲『經濟録』「第五卷食貨」197頁「國初以来の故銀は六十錢を以て金一兩に直し、一錢を銅錢七八十文に直すを常とせしに、・・・」
- (78) 前掲『草廬雜談』「國初より六十匁の内外と見えたり。」(『日本經濟大典12』416頁)
- (79) 「日本貨幣史年表」(日本銀行金融研究所貨幣博物館 <http://www.imes.boj.or.jp/cm/history/>)、参照。『概説日本經濟史』(正田健一郎・作道洋太郎編 有斐閣 1978年) 88頁(作道洋太郎執筆部分)、『図説 経済学体系7 日本經濟史』(竹中靖一・作道洋太郎編著 学文社 1979年) 68頁(岩橋勝執筆部分)、『日本史総合年表』(加藤友康他編 吉川弘文館 2005年)も改定時期を元禄13年としている。
- (80) 『図録日本の貨幣』(日本銀行調査局編 東洋經濟新報社 1972～76年) 第3巻 138頁より引用。
- (81) 前掲『大日本貨幣史参考』「第21金銀價部」33～34頁、『大日本貨幣史』(国立国会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/800598)「巻5」33～34頁より引用。
- (82) 『徳川実記』(經濟雜誌社1904～1907年 国立国会図書館デジタルコレクション info:ndljp/pid/772968)「第4編」686～687頁より引用。
- (83) 『御触書寛保集成』(高柳・石井編 岩波書店 1934年) 三十二 金銀之部 895頁より引用。『江戸町触集成』(近世資料研究会編 塙書房 1994年) 434頁にも同文の記載がある。

- (84) 前掲『江戸町触集成』元禄8年の部分にも記載はない。
- (85) 前掲『江戸と大阪』152～154頁より引用。なお、前掲『国史大辞典』では、「御定相場」の項で、これを引用文献として元禄8年説を採っている（宮本又次執筆部分）。
- (86) 江戸幕府の勘定所関係の正式文書一切は、明治新政府への引き渡しの直前に小栗忠順によって焼却された。（『江戸の貨幣物語』（三上隆三 東洋経済新報社1996年）236頁）この事情が影響している可能性も考えられる。
- (87) 前掲『図録日本の貨幣』第3巻 173頁、参照。
- (88) 例えば『日本古文書学講座 第7巻 近世編Ⅱ』（赤松俊秀・児玉幸多他編 雄山閣出版1979年）所収（115～120頁）の玉尾家文書「万相場日記」、苗村家文書「細要記」には、米問屋や干鰯問屋の取引に時々の変動相場が用いられた記録が残されている。
- (89) 前掲 田谷博吉『近世銀座の研究』によれば、「（元禄・宝永の頃に）江戸の市中で、一般の取引において、金一両＝銀六〇匁が定則となった」（181頁）とある。
- (90) 宮本又次『上方と坂東』（青蛙房1969年）には、経済力の差によって、商品の動きが上方から江戸へと一方的なものであったこと、上方では金価値が高く、江戸での銀価値が高いため、上方が江戸に対し有利だったことが記されている。（346～347頁）
- (91) 前掲『日本古文書学講座 第7巻 近世編Ⅱ』117頁（岩橋勝執筆部分）、参照。
- (92) 安政5年（1858）の追書に、「守貞比日一書を著してこれを諷す。」とある。（前掲『近世風俗志（守貞謄稿）（一）』365頁）『固根辯』の完成は文久3年（1863）であるので、「この一書は『固根辯』を指すとは看做しがたい。」（同、校注）

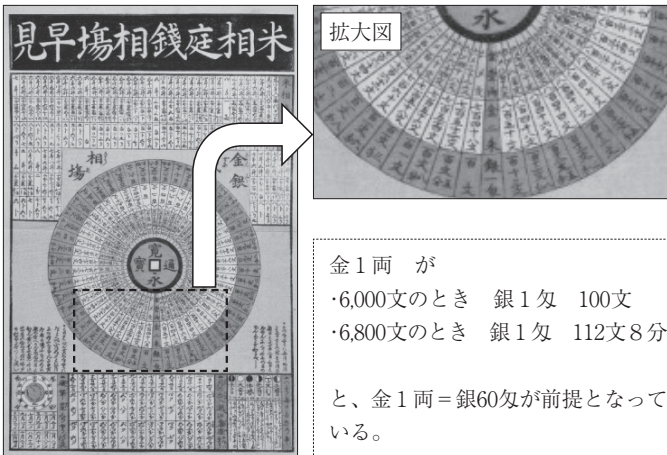
【写真1】『江戸買物独案内』



上：北川屋儀右衛門
左：長崎屋新兵衛
(山崎美成)

『江戸町人の研究』第3
卷 西山松之助編 吉川弘
文館 1976年より転載)

【写真2】「米相庭銭相庭早見」(日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵)



金1両が
・6,000文のとき 銀1匁 100文
・6,800文のとき 銀1匁 112文8分

と、金1両=銀60匁が前提となっている。